

高崎市第2次 男女共同参画計画

平成20年度(2008)～平成24年度(2012)



高崎市

「高崎市男女共同参画計画」の改定にあたって



高崎市では、平成11年に施行されました「男女共同参画社会基本法」に基づき、平成13年に「高崎市男女共同参画計画」を策定し、市民の皆様と連携・協力して計画的に男女共同参画の施策を推進してまいりました。

その基本的な考え方は、女性も男性もすべての個人が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指し、二十一世紀の我が国社会の最重要課題とした「男女共同参画社会基本法」の認識を共有したものです。

高崎市は地方分権時代に対応するために、平成18年1月と10月の2回の合併を経て、34万人を超える県内一の都市となりました。今後は中核市に向け、各分野における新たな活力と、一層大きな可能性を持つことになり、大きな転換期を迎えています。

また、私たちを取り巻く社会情勢は、少子高齢化の一層の進行、価値観の変容、離婚やドメスティック・バイオレンスの増加など、急激に絶え間なく変化しています。このことは、私たちの生き方や生活のあり方、家族関係のあり方、働き方、コミュニティのあり方など個人、家族、職場、地域社会等すべてに関連しています。

今回改定した「高崎市第2次男女共同参画計画」では、これらの時代や社会の変化に対応する男女共同参画施策を展開することとしています。

中核市を目指して成熟を遂げつつある高崎市が、さらに機能的でより魅力的な都市となり、市民一人ひとりがその意欲と能力に応じた多様な生き方を選択することができる男女共同参画社会の実現に向けて、事業者や市民の皆様と連携を図りながら本計画を着実に推進してまいります。

最後に、計画の策定にあたり「高崎市男女共同参画推進懇話会」委員の皆様にご貴重なご意見やご提言をいただきましたことを心から感謝申し上げます。

平成20年3月

高崎市長 松浦幸雄

第1章 計画の策定にあたって	
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格と位置付け	2
3 計画の期間	2
4 計画策定の背景	3
第2章 計画の基本的な考え方	
1 計画の目的	5
2 計画の重点課題	5
3 計画の基本目標	5
4 計画の成果指標と目標値	5
5 計画の進行管理	5
第3章 施策の展開	
1 計画の体系	7
2 基本目標と基本方針	8
基本目標Ⅰ 男女平等の意識づくり	8
基本方針1 男女平等意識の浸透・共有	9
基本方針2 男女平等教育の推進	12
基本目標Ⅱ 男女共同参画による社会づくり	13
基本方針3 性別にかかわらず仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)の実現	14
基本方針4 社会の責任ある立場への女性の参画の促進	22
基本方針5 女性に対する暴力の根絶	25
基本方針6 雇用平等の推進	27
基本方針7 男女が共に参画する地域づくりや市民活動の促進	30
基本方針8 国際社会の理解と交流における男女共同参画	32
基本目標Ⅲ 男女が自立できる環境づくり	33
基本方針9 女性の自立支援の取組	34
基本方針10 健康づくりへの支援の取組	35
基本方針11 子育て支援の取組	37
基本方針12 高齢者、障害者への福祉の取組	39
基本目標Ⅳ 男女共同参画の推進体制	42
基本方針13 推進体制の充実	43
基本方針14 計画の進行管理	44
基本方針15 男女共同参画推進条例(仮称)の制定	46
基本方針16 拠点の設置推進	46
資料編	47

第 1 章

計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の性格と位置付け
- 3 計画の期間
- 4 計画策定の背景

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

高崎市では、平成8年に女性の地位向上に関する施策の基本方針を示し、女性問題の解決に向けた施策の体系化を図るために「新たかさき女性プラン」を策定しました。その後平成13年度には、平成23年度までを期間とする「高崎市男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会[※]の実現を目指して着実に取組を進めてきました。

その基本的な考え方は、女性も男性もすべての個人が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指し、二十一世紀の我が国社会の最重要課題とした「男女共同参画社会基本法[※]」の認識を共有したものです。

高崎市は地方分権時代に対応するために平成18年1月と10月の2回の合併を経て、34万人を超える県内一の都市となりました。今後は中核市に向け、各分野における新たな活力と、一層大きな可能性を持つことになり、大きな転換期を迎えています。

また、私たちを取り巻く社会情勢は、少子高齢化の一層の進行、価値観の変容、離婚やドメスティック・バイオレンス[※]の増加など、急激に絶え間なく変化しています。このことは、私たちの生き方や生活のあり方、家族関係のあり方、働き方、コミュニティのあり方など個人、家族、職場、地域社会等すべてに関連しています。

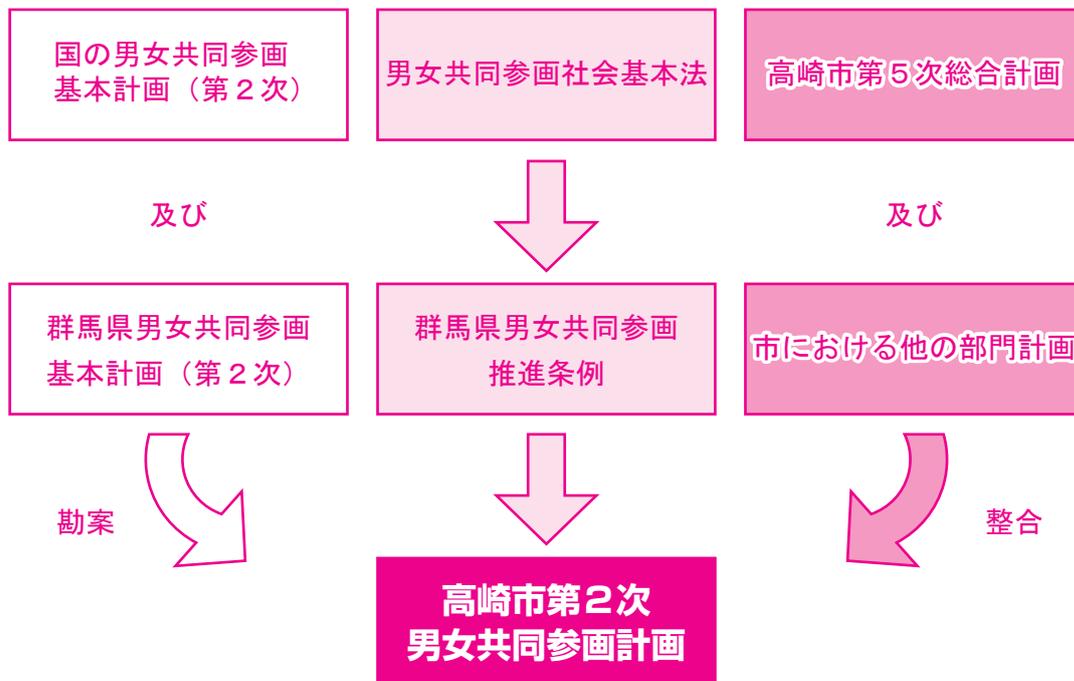
このような時代や社会の変化に呼応して、男女共同参画社会形成のための計画は、常に課題を明らかにしながら改定していく必要があります。「高崎市男女共同参画計画」を見直し「高崎市第2次男女共同参画計画」を策定するものです。

※ 文章中の[※]は、資料編（P78～P81）に五十音順の用語解説があります。

2

計画の性格と位置付け

- 本計画は「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づき、高崎市における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。
- 本計画は、国の「男女共同参画基本計画（第2次）^{*}」及び群馬県の「男女共同参画基本計画（第2次）」を勘案して策定するものです。
- 本計画は「高崎市第5次総合計画」や高崎市における他の部門の計画との整合性をはかると共に「男女共同参画に関する市民アンケート調査」「男女共同参画に関する事業所意識調査」の結果や市民の意見を尊重して策定するものです。



3

計画の期間

- 本計画の期間は、平成20年度から平成24年度までの5年間とします。

4 計画策定の背景

(1) 世界の動き

国際連合は、女性差別の撤廃に向けて世界的規模で取り組むため、昭和50年（1975年）を「国際婦人年[※]」と定め「平等・開発・平和」をテーマとした「国際婦人年世界会議」（第1回世界女性会議[※]）をメキシコシティで開催し、女性の地位向上を図るためのガイドラインとなる「世界行動計画」を採択しました。

昭和54年（1979年）には、政治・経済・社会・文化等あらゆる分野における女子差別をなくすために必要な措置を規定した「女子差別撤廃条約[※]」を採択し、各国の取組はなお一層推進されることとなりました。

平成7年（1995年）北京で開催された「第4回世界女性会議」では、男女が対等なパートナーとなるための国際的な指針として「北京宣言」及び「行動綱領」[※]が採択され平成12年（2000年）までの5年間に各国が優先的に取り組むべき貧困・教育・健康など12の分野における戦略目標を示しました。

平成17年（2005年）ニューヨークの国連本部において165か国の政府代表1,800人とNGO[※]6,000人が出席し「北京+10」と銘打った会議が開催され、「北京宣言」及び「行動綱領」の再確認と各国政府に更なる行動を求める「政治宣言」が採択されました。

(2) 国及び群馬県の動き

国は「国際婦人年世界会議」で採択された「世界行動計画」を受け、昭和50年（1975年）総理府に婦人問題企画推進本部を設置すると共に、昭和52年（1977年）には今後10年間の女性行政関連施策の方向を示した「国内行動計画」を策定し、国際的な潮流に呼応した取組を推進することとなりました。

また「男女雇用機会均等法[※]」の制定や「民法」「戸籍法」の改正など男女平等に関する法律や制度面の整備により、昭和60年（1985年）には「女子差別撤廃条約」を批准するに至りました。

平成8年（1996年）には、北京で開催された「第4回世界女性会議」で採択された「北京宣言」及び「行動綱領」や、男女共同参画審議会が答申した「男女共同参画ビジョン」を踏まえ、男女共同参画社会の形成の促進に関する新たな計画である「男女共同参画2000年プラン」を策定しました。

さらに、我が国における男女共同参画社会の形成を促進するため、平成11年（1999年）6月「男女共同参画社会基本法」を制定すると共に、翌平成12年（2000年）12月には、同法に基づく初めての計画である「男女共同参画基本計画」を策定し、一層の充実が図られました。

平成17年（2005年）12月27日には、新たに「男女共同参画基本計画（第2次）」を閣議決定し、我が国における男女共同参画社会の実現に一層取り組んでいくこととしました。

群馬県では、昭和50年（1975年）の国際婦人年を契機とする国際的な動きや国の「国内行動計画」策定などを背景として、昭和55年（1980年）に、女性施策の基本方針を明らかにした初めての計画として「新ぐんま婦人計画」を策定しました。

その後「新ぐんま女性プラン」を平成5年（1993年）に策定し、女性施策の推進体制を整備すると共に、様々な施策に取り組ました。

平成11年（1999年）6月に施行された「男女共同参画社会基本法」の規定に基づき、平成13年（2001年）3月に「ぐんま男女共同参画プラン」を策定しました。

平成13年度からは、条例の制定について検討を開始、平成16年（2004年）3月に「群馬県男女共同参画推進条例」を制定しました。

さらに、平成18年（2006年）3月には、平成18年度から平成22年度までを計画期間とする「群馬県男女共同参画基本計画（第2次）」を策定し、総合的・計画的に施策の推進を図っています。

（3）高崎市の動き

高崎市では、平成8年3月に男女共同参画に向けた「新たかさき女性プラン」を策定し、このプランに基づき、男女平等啓発講演会、政策・方針決定の場への女性の参画を目的として審議会等への女性委員の登用を図るための女性人材登録事業、女性のエンパワーメント^{*}づくりのための講座開催、各課における施策や事業の展開等を行ってきました。

平成13年4月に高崎市は特例市となりましたが、これは高崎市としてのイメージアップだけではなく、地域の個性を生かすまちづくりを可能にしました。男女共同参画社会の形成に地方自治体の果たす役割はますます大きくなると考えられ、平成13年度には、高崎市のこれまでの女性政策の取組を踏まえて「新たかさき女性プラン」を全面的に見直し「高崎市男女共同参画計画」を策定しました。

その結果、方針決定の場への女性の参画度の指標である審議会委員等の女性比率は、平成17年度のできるだけ早い時期に達成すべき目標として掲げた30%までには至らなかったものの、平成19年度には25.2%となり、市内の意識改革は着実に進みました。

しかし、男女共同参画社会の実現には、生活領域や職場領域、そして社会環境のあらゆる分野で、性別にかかわらず個性と能力を発揮できる環境は充分ではなく、取り組むべき課題は少なくありません。

そのため高崎市は、平成18年度から、男女共同参画社会推進会議及び男女共同参画推進懇話会において、新高崎市の男女共同参画推進のための計画のあり方について検討を開始しました。現行計画の成果の評価・総括を行うと共に「男女共同参画に関する市民アンケート調査」（平成18年11月実施）と「高崎市男女共同参画に関する事業所意識調査」（平成19年6月実施）の結果を分析し、新高崎市として取り組むべき男女共同参画施策を検討してきました。

アンケート結果での高崎市民の男女共同参画の意識は、平成6年度調査時より高まっていることが分かりました。しかし全国の意識調査と比較すると、性別役割分業^{*}を容認するような「保守的傾向」が強いこともわかりました。

このような現状を踏まえ「男女共同参画社会基本法」の理念に基づき、高崎市の男女共同参画社会づくりに向けて、今後引き続き取り組むべき課題や新たな課題に対応するために「高崎市男女共同参画計画」を見直し「高崎市第2次男女共同参画計画」を策定するものです。

第 2 章

計画の基本的な考え方

- 1 計画の目的
- 2 計画の重点課題
- 3 計画の基本目標
- 4 計画の成果指標と目標値
- 5 計画の進行管理

第 2 章

計画の基本的な考え方

1 計画の目的

高崎市第2次男女共同参画計画は、前計画を踏まえ、時代や社会の変化に呼応し、男女が性別にかかわらず個性と能力を活かし、対等なパートナーとして共に責任を負いつつ、社会の様々な分野において参画することにより、多様な生き方が認められた心豊かで活力ある社会を築くことを目的としています。

また、課題を明らかにし、数値目標を盛り込んだ計画とします。

2 計画の重点課題

- ・ 男女平等・男女共同参画意識の浸透
- ・ 性別にかかわらない仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）*の実現
- ・ 社会の責任ある立場への女性の参画の促進
- ・ 女性に対する暴力の根絶～女性の自立支援の取組

3 計画の基本目標

この計画では、男女共同参画社会を実現するために次の4つの基本目標において施策を推進していきます。

基本目標Ⅰ 男女平等の意識づくり

基本目標Ⅱ 男女共同参画による社会づくり

基本目標Ⅲ 男女が自立できる環境づくり

基本目標Ⅳ 男女共同参画の推進体制

4 計画の成果指標と目標値

成果指標と目標値を設定し、計画の着実な効果を把握します。

5 計画の進行管理

毎年1回、高崎市男女共同参画社会推進会議、高崎市男女共同参画社会推進会議ワーキンググループ、高崎市男女共同参画推進懇話会に計画の実施状況や目標達成度の結果を報告し検討協議します。

第 3 章

施策の展開

- 1 計画の体系
- 2 基本目標と基本方針

第 3 章

施 策 の 展 開

1 計画の体系

基本目標	基本方針	基本課題	
I く り 女 平 等 の 意 識 づ く り	1 男女平等意識の浸透・共有	①男女平等・男女共同参画の認識の浸透 ②事業所等（市役所を含む）における男女平等・男女共同参画の取組	
	2 男女平等教育の推進	①学校教育（保育所・幼稚園を含む）における男女平等教育の推進 ②男女平等を基本にした性教育の推進 ③性別にとらわれない多様な生き方を可能にする生涯学習の推進	
II 男 女 共 同 参 画 に よ る 社 会 づ く り	3 性別にかかわらず仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現	①固定的な性別分業の見直し ②仕事と生活の両立支援 ③事業所（市役所を含む）への仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）推進の働きかけ	
	4 社会の責任ある立場への女性の参画の促進	①市政への女性の参画の促進 ②事業所における女性の能力開発・発揮の促進 ③農林業、商工業等自営業における女性の参画の促進	
	5 女性に対する暴力の根絶	①女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者支援 ②女性に対する暴力を防ぐための教育の推進	
	6 雇用平等の推進	①就労機会の男女平等推進 ②女性の就労に関する情報の収集と提供 ③性別にかかわらず職業能力開発・発揮の推進 ④働きたい女性の就労支援の充実	
		7 男女が共に参画する地域づくりや市民活動促進	①地域活動における男女平等・男女共同参画の推進 ②男女共同参画にかかわる市民活動の支援
		8 国際社会の理解と交流における男女共同参画	①男女共同参画にかかわる国際協力・交流活動の支援
		III 環 境 づ く り 女 性 が 自 立 で き る	9 女性の自立支援の取組
	10 健康づくりへの支援の取組		①生涯を通じた女性の健康支援
11 子育て支援の取組	①多様な子育てサービスの提供・経済的支援 ②ひとり親家庭への支援 ③放課後等の児童対策の充実 ④地域子育てネットワークづくりの促進		
	12 高齢者、障害者への福祉の取組		①男女共同参画視点に立った高齢者、障害者福祉の推進
	IV の 推 進 体 制 の 充 実	13 推進体制の充実	①男女共同参画社会推進会議及び男女共同参画推進懇話会の有効な活動
14 計画の進行管理		①高崎市第2次男女共同参画計画の実効性ある進行管理	
15 男女共同参画推進条例(仮称)の制定		①男女共同参画推進条例（仮称）の制定	
16 拠点の設置推進		①拠点施設設置と拠点機能充実に向けた取組	

基本目標

I

男女平等の意識づくり

「男女共同参画社会基本法」は、これまでの男女平等の実現に向けた努力を評価しつつ、男女共同参画社会の実現は二十一世紀の最重要課題であると強調しています。

つまり、前文で「日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が国際社会における取組とも連動しつつ着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている」とし「性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」を「二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置付けました。そして「男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと」、「男女の人権が尊重されること」を、男女共同参画社会形成の基本理念の一つとしています。

これまで「男女雇用機会均等法」（昭和 60 年公布）「男女共同参画社会基本法」（平成 11 年）、「群馬県男女共同参画推進条例」（平成 16 年）等が施行され、法的な整備が進められてきています。男女の人権が等しく尊重され（男女平等）、共に参画し責任を担う（男女共同参画）社会を実現していくための条件は整備されました。

しかし、実際に男女が平等に共同参画する社会を築くには、そうした社会をつくっていくことの大切さが市民や事業所に広く理解され共有されていくことが必要です。

「男女平等の意識づくり」が第 1 の基本目標となります。この実現を目指して、次の 2 つの基本方針を掲げます。

基本方針 1 男女平等意識の浸透・共有

基本方針 2 男女平等教育の推進

基本方針1 男女平等意識の浸透・共有

男女平等、男女共同参画社会の実現の必要性を理解し、その理念の浸透をはかるために、以下のような事業を通じて、市民や市役所をはじめとする事業所に対する学習・相談等の機会や情報の提供を充実・強化します。

基本課題① 男女平等・男女共同参画の認識の浸透

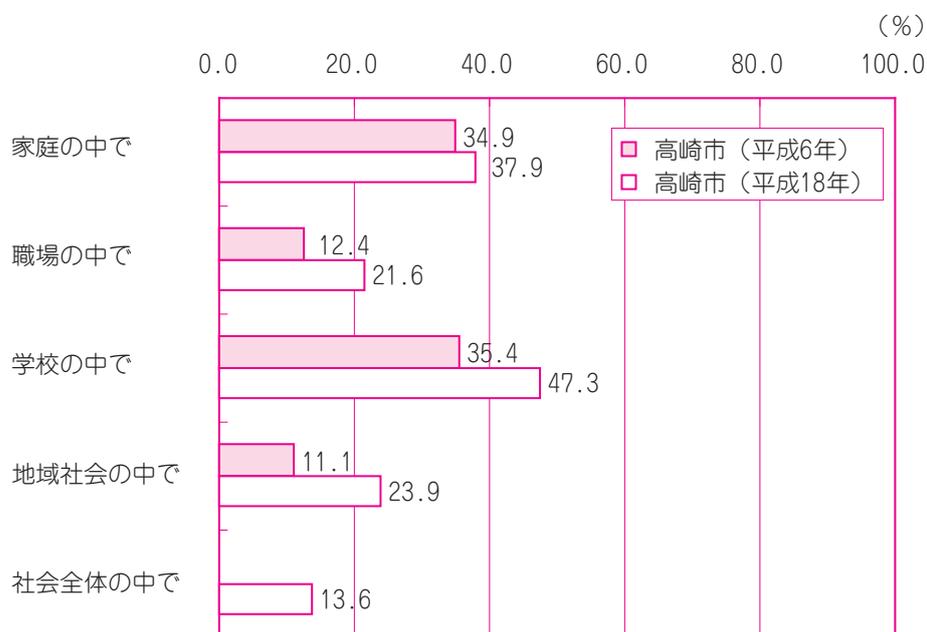
事業	担当課	事業番号
・人権尊重と男女平等感の形成のための学習	社会教育課・公民館	1
・人権尊重都市宣言にかかわる意識改革	人権男女共同参画課	2
・男女共同参画推進講演会の開催	〃	3
・男女共同参画セミナー等の開催	〃	4
・男女共同参画についての調査研究、資料収集	〃	5
・広報等の媒体を通じた情報提供及び啓発	広報広聴課	6
・男女共同参画社会実現のための講師等の情報収集と提供	社会教育課	7
・女性を対象とした講座の開催	公民館	8
・家庭教育充実を目的とした講座の開催	〃	9

基本課題② 事業所等（市役所を含む）における男女平等・男女共同参画の取組

事業	担当課	事業番号
・市職員への男女平等意識の啓発研修（セクシュアル・ハラスメント [*] を含む）	人権男女共同参画課・職員課	10
・男女雇用機会均等法等の周知徹底	産業課	11

◆男女の地位の平等感

問) 次の場面で男女の地位は平等になっていると思いますか。



※値は各項目とも「平等」と回答した人数の割合

※「社会全体の中で」は平成18年度に新たに設けた項目

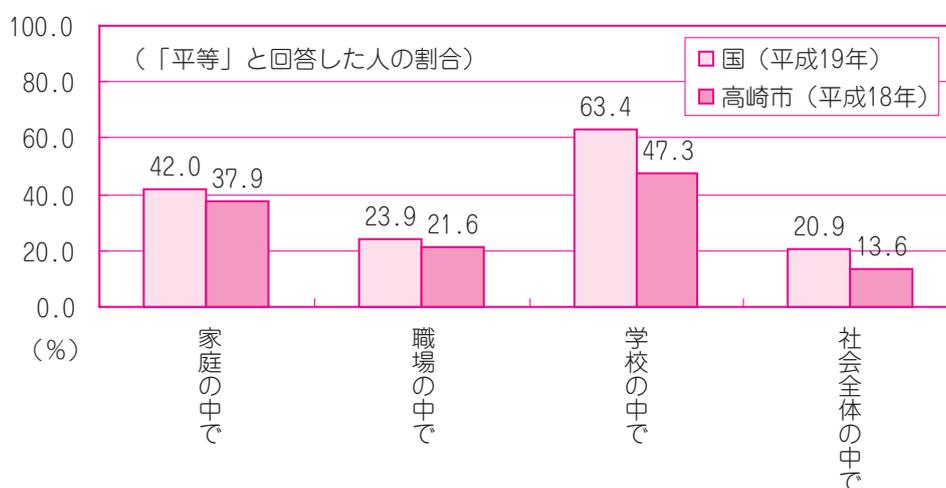
(「女性問題に関する市民意識実態調査」平成6年 高崎市)
(「男女共同参画に関する市民アンケート調査」平成18年 高崎市)

平成6年の高崎市「女性問題に関する市民意識実態調査」の結果と比較するといずれの場面でも「平等」と回答した人の割合が増えています。しかし、平成18年に実施した「男女共同参画に関する市民アンケート調査」において新たに設けた「社会全体の中で」では、男女が「平等」と感じている人は13.6%にとどまっています。

この結果から、高崎市においては、男女共同参画社会の実現は確実に前進しているものの、まだまだ不十分だといえます。

(性別・%)	男性のほうが優遇		平 等		女性のほうが優遇	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
家庭の中で	39.8	55.0	47.0	32.1	7.1	5.7
職場の中で	46.8	54.7	27.4	17.9	8.4	3.4
学校の中で	8.1	11.6	49.3	46.8	3.9	2.7
地域社会の中で	44.8	58.1	32.2	18.6	8.5	3.5
社会全体の中で	58.5	72.1	20.5	9.0	9.5	3.3

(「男女共同参画に関する市民アンケート調査」平成18年 高崎市)



(「男女共同参画社会に関する世論調査」平成19年 内閣府)
 (「男女共同参画に関する市民アンケート調査」平成18年 高崎市)

「男女の地位の平等感」では、すべての場面において女性は「男性のほうが優遇されている」と感じている人の割合が高く、一方、男性は女性よりも「男女平等」「女性のほうが優遇されている」と感じている人の割合が高くなっています。

また、内閣府の平成19年「男女共同参画社会に関する世論調査」の結果と比較するとすべての場面において「平等」と感じている高崎市民の割合は、全国値より低い値になっています。

基本方針 2 男女平等教育の推進

学校教育や社会教育の場面など市民生活のあらゆる場面で、性別にかかわらず、一人ひとりが個性を発揮し、能力を伸張し、互いを尊重し、協力し合う力を培っていきけるよう、次のような事業を通じて男女平等の教育・保育と学習の充実を図ります。

基本課題① 学校（保育所・幼稚園を含む）教育における男女平等教育の推進

事業	担当課	事業番号
・学校教育（保育所・幼稚園を含む）に関する指導者への男女平等意識の啓発と研修	学校教育課・保育課	1 2
・男女混合名簿の推進	学校教育課・保育課	1 3
・生徒の希望を育む進路指導の充実	学校教育課	1 4

基本課題② 男女平等を基本にした性教育の推進

事業	担当課	事業番号
・性についての理解促進	健康教育課	1 5
・エイズ**教育の推進	〃	1 6

基本課題③ 性別にとらわれない多様な生き方を可能にする生涯学習の推進

事業	担当課	事業番号
・人権教育の充実推進	社会教育課	1 7
・個人が主体的に学ぶ研修、学習機会の場の提供及び社会教育施設運営への男女共同参画の促進	社会教育課・公民館	1 8

基本目標

Ⅱ

男女共同参画による社会づくり

私たちは、性別が原因で社会生活上不利益を受けたり、生き方・あり方が制約されたりしてはならないと考えています。それは人権の観点から当然のことです。更に、少子化・高齢化が進む我が国が、だれもがいきいきと生きることのできる社会を維持していくためには、男女共同参画社会の実現は不可欠です。

「男女共同参画社会基本法」は「社会における制度又は慣行についての配慮」を男女共同参画社会形成の基本理念の一つと考えています。また「国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。」と規定しています。

高崎市には、少子・高齢化、国際化、高度情報化の進展等、社会の急速な変化に対応するためにも、男女共同参画推進の視点から社会制度や慣行の見直しを行うことが求められています。

これらの課題に取り組むために、第2の基本目標として「男女共同参画による社会づくり」の実現を目指して、次の6つの基本方針を掲げます。

- 基本方針3 性別にかかわらず仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現
- 基本方針4 社会の責任ある立場への女性の参画の促進
- 基本方針5 女性に対する暴力の根絶
- 基本方針6 雇用平等の推進
- 基本方針7 男女が共に参画する地域づくりや市民活動の促進
- 基本方針8 国際社会の理解と交流における男女共同参画

基本方針3 性別にかかわらず仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

私たちにとって、仕事や家庭などの調和（バランス）のとれた生活を送ることは、豊かで充実した生活を過ごすためにとても大切なことです。

ところが「家事労働は、女性が担う」「職業や政治等社会的活動は、主に男性が担う」というように、性別によって行動を分ける固定的な性別分業の考え方や慣行は、個々の男性・女性の行動選択や生き方に影響を与え、男女共同参画社会の実現を阻んできた主要な要因の一つです。

こうした考え方や慣行を見直し、男性も女性も、ライフステージ^{*}に応じて仕事等の社会的活動と家庭生活が調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれたものとなるように環境を整備していく必要があります。

仕事等の社会的活動と家庭生活との調和（ワーク・ライフ・バランス）がとれることは、個人の意欲や生活満足度を高め、より良い能力発揮を可能にします。この実現は、個人と家族にとってばかりではなく職場にとっても有用なものです。

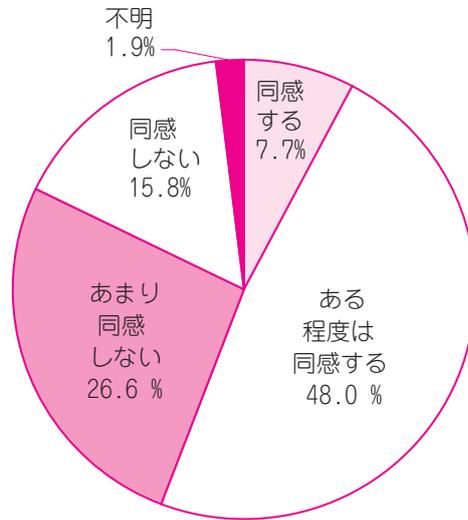
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現していくために、以下のような事業を実施します。

基本課題① 固定的な性別分業の見直し

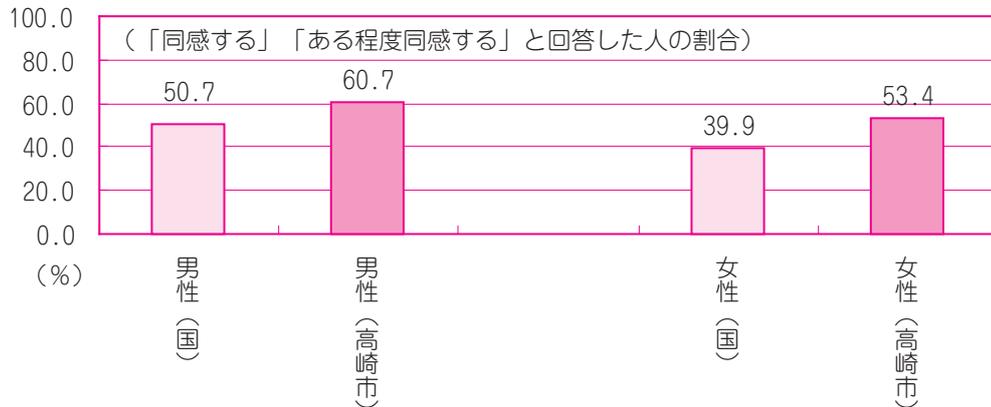
事業	担当課	事業番号
・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のための学習機会、情報の提供	人権男女共同参画課	19

◆性別役割分業意識

問) あなたは「男は仕事、女は家庭」という考え方についてどう思いますか。



(「男女共同参画に関する市民アンケート調査」平成18年 高崎市)



(「男女共同参画社会に関する世論調査」平成19年 内閣府)
(「男女共同参画に関する市民アンケート調査」平成18年 高崎市)

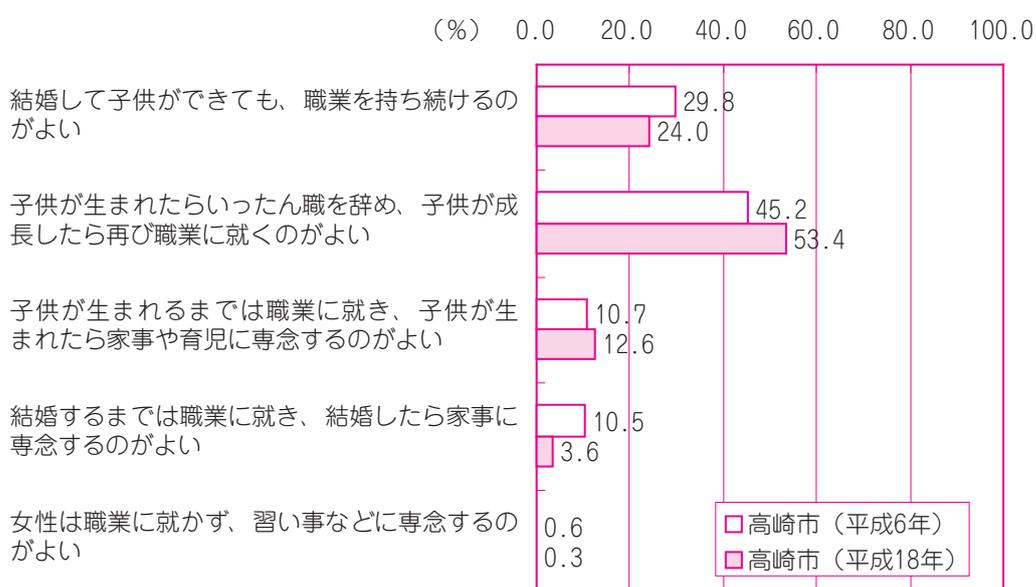
回答者の55.7%が「男は仕事、女は家庭」という考え方に「同感する・ある程度同感する」を選択しました。この割合は、全国調査の結果よりも男性で10.0ポイント、女性で13.5ポイント高く、性別分業を肯定する傾向が比較的強いことが示されています。

基本課題② 仕事と生活の両立支援

事業	担当課	事業番号
・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のための学習機会、情報の提供	人権男女共同参画課	19

◆女性に対しての就業意識

問) 女性が職業を持つことについてどのように考えますか。

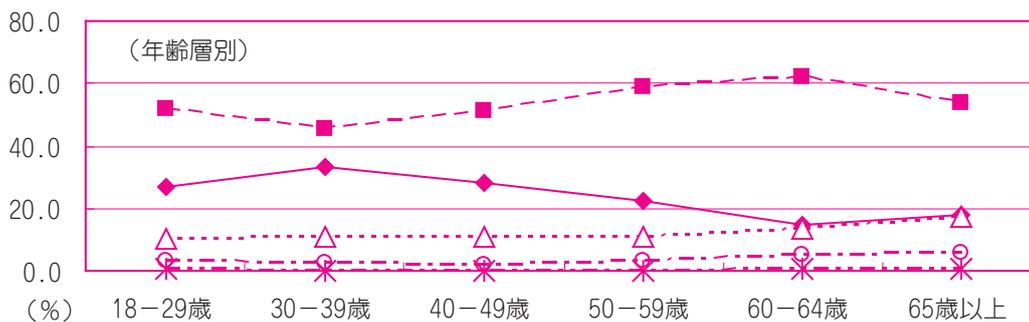


※平成18年の調査では平成6年にはない「その他」が選択肢に含まれる。

※「その他」「不明」の値を除いているため合計値は100%にならない。

（「女性問題に関する市民意識実態調査」平成6年 高崎市）
 （「男女共同参画に関する市民アンケート調査」平成18年 高崎市）

平成6年に高崎市が実施した調査「女性問題に関する市民意識実態調査」と比較すると「子供が生まれたらいったん職を辞め、子供が成長したら再び職に就く」が過半数（53.4%）を占めました。一方「結婚して子供ができて、職業を持ち続ける」（24.0%）は、わずかに減少しました。



- ◆— 結婚して子供ができて、職業を持ち続けるのがよい
- -■- - 子供が生まれたらいったん職を辞め、子供が成長したら再び職業に就くのがよい
- ...△... 子供が生まれるまでは職業に就き、子供が生まれたら家事や育児に専念するのがよい
- -○- - 結婚するまでは職業に就き、結婚したら家事に専念するのがよい
- -＊- - 女性は職業に就かず、習い事などに専念するのがよい

(「男女共同参画に関する市民アンケート調査」平成18年 高崎市)

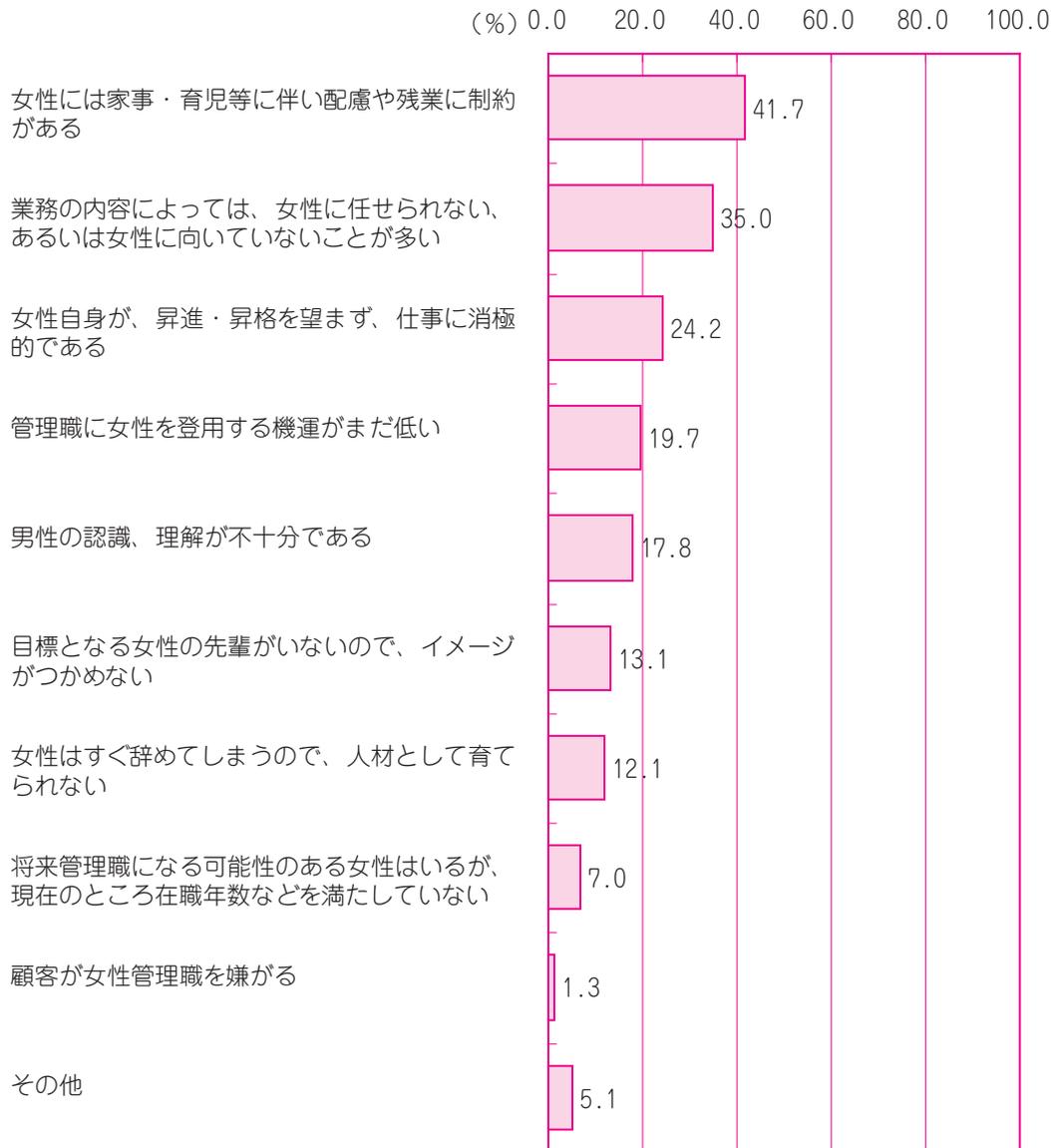
女性が職業を持つことについて、最も高い値を示す2項目「結婚、出産後も仕事」、「子供が成長したら再就職」において年齢層による差異が見られます。30代を境に年齢が上がるのに伴い「結婚、出産後も仕事」は値が低くなり「子供が成長したら再就職」は値が高くなります。30代においては両項目の値が近接していて特徴的です。

性別による差異は、60歳以上に見られ「出産を機に育児に専念」「子供が成長したら再就職」「結婚、出産後も職業」で考え方の違いがうかがえます。

子育てと仕事の両立や働きたい女性の再就職を支援するための施策などが更に求められているといえます。

◆働く女性の課題

問) 事業所において、女性も男性も同じような環境で働いていくために、特に女性にとって課題となっていることは何ですか。



(「高崎市男女共同参画に関する事業所意識調査」平成19年 高崎市)

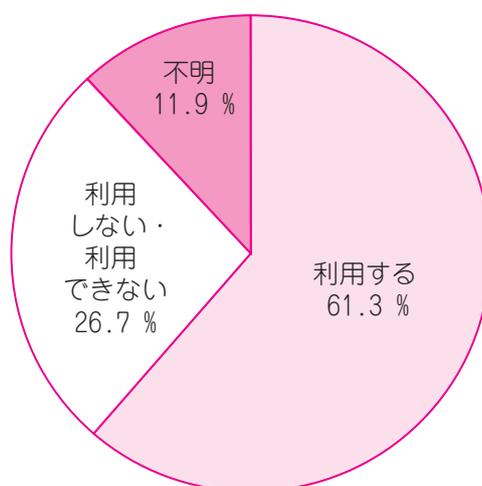
「女性には家事・育児等に伴い配慮や残業に制約がある」が41.7%と最も多く、家庭責任の女性への偏りが、女性の働き方あるいは事業所の女性労働者への対応に影響を与えていることが分かります。第2位は「業務の内容によっては、女性に任せられない、あるいは女性には向いていないことが多い」(35.0%)でした。一方「女性はすぐ辞めてしまうので、人材として育てられない」(12.1%)「現在は在職年数等を満たさない」(7.0%)、「顧客が女性管理職をいやがる」(1.3%)という回答は相対的に少ない結果でした。

基本課題③ 事業所（市役所を含む）への仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）推進の働きかけ

事業	担当課	事業番号
・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス） 実現に関する情報の収集と提供	人権男女共同参画課・ 産業課	20

◆休業制度の利用

問) あなたに育児や介護が必要な家族がいた場合、法律で定められた休業制度を利用しようと思いますか。



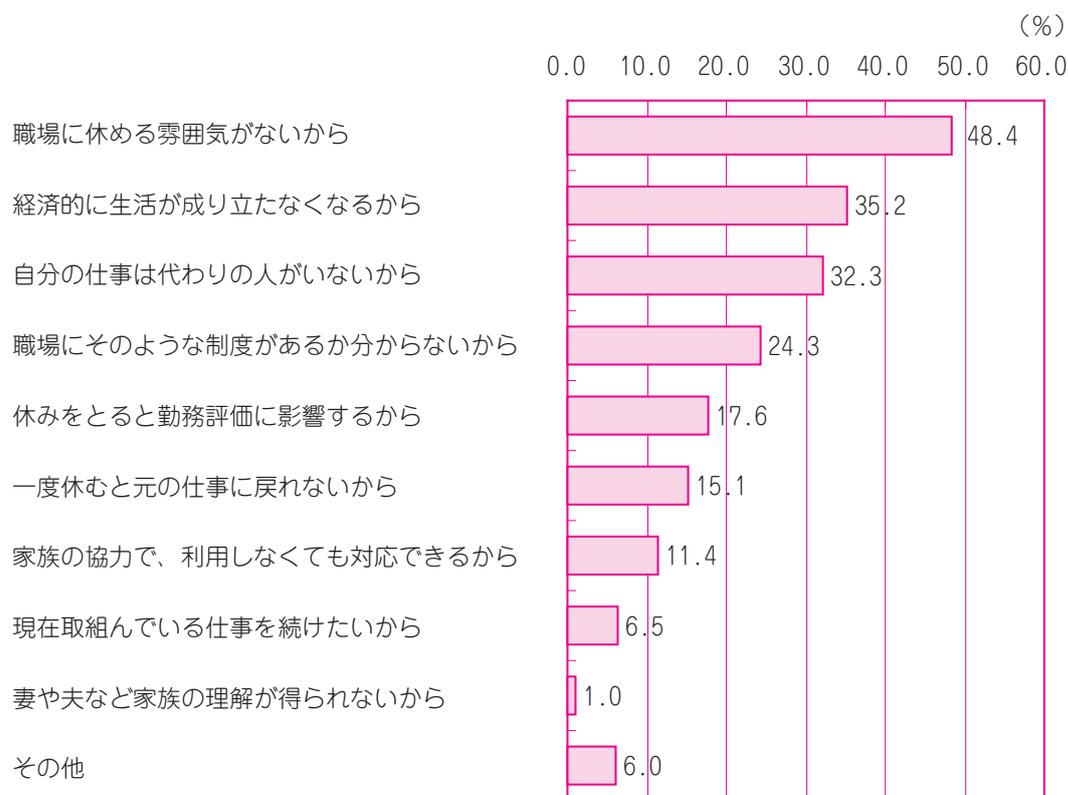
(N=「主婦」「学生」「無職」を除く 1,507 件)

(「男女共同参画に関する市民アンケート調査」平成 18 年 高崎市)

1/4 余りの人が「利用しない・利用できない」と回答しました。

◆休業制度を利用しない・利用できない理由

問) 休業制度を利用しない・利用できない理由は何ですか。



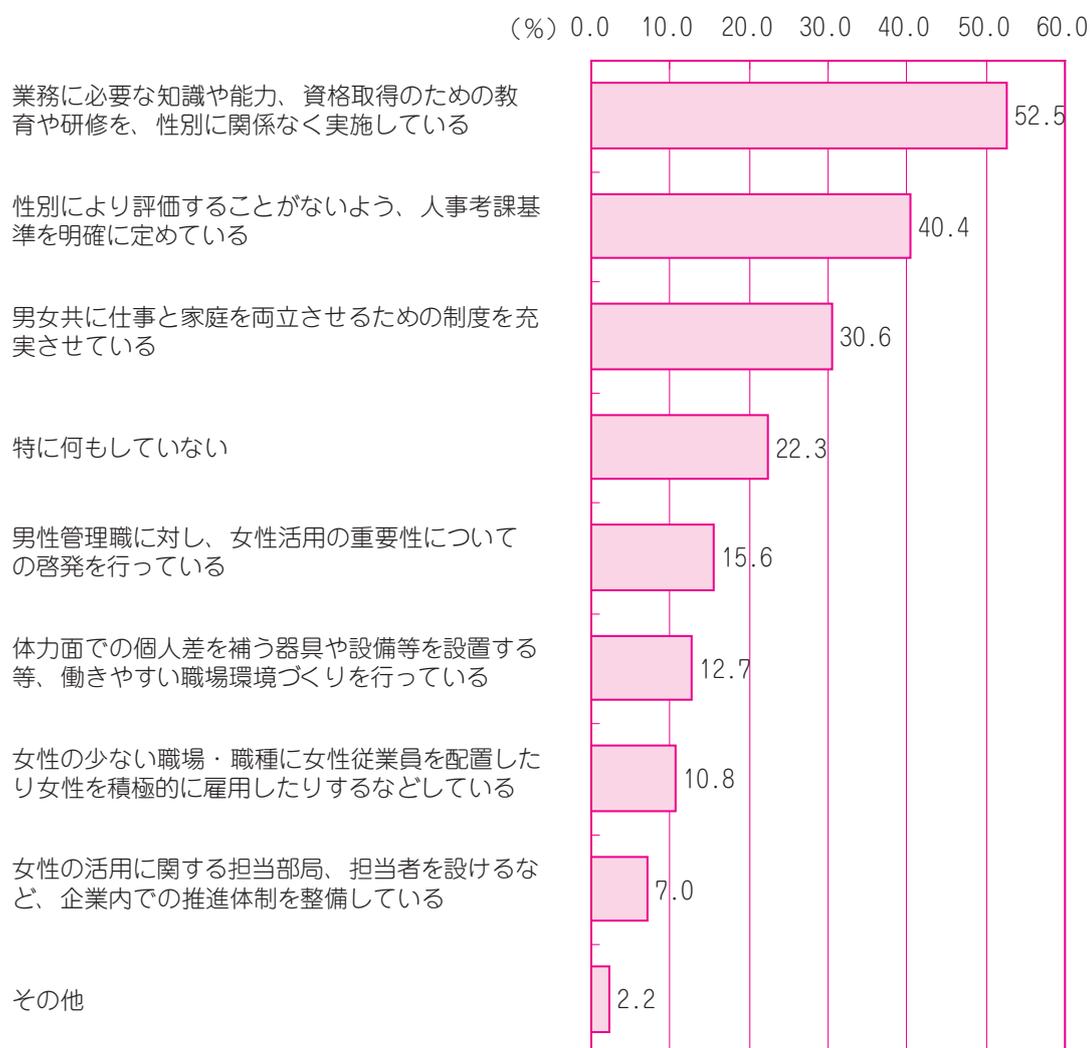
(N=「主婦」「学生」「無職」以外で「利用しない・利用できない」と回答した 403 件)

(「男女共同参画に関する市民アンケート調査」平成 18 年 高崎市)

「利用しない・利用できない」理由は「職場に休める雰囲気がないから」(48.4%)「経済的に生活が成り立たなくなるから」(35.2%)、「自分の仕事は代わりの人がいないから」(32.3%)、「職場にそのような制度があるか分からないから」(24.3%) 等でした。

◆環境づくりへの取組

問) あなたの事業所では、職場において、女性も男性も平等に働ける環境づくりに向けてどのようなことに取組んでいますか。



(「高崎市男女共同参画に関する事業所意識調査」平成19年 高崎市)

「業務に必要な知識や能力、資格取得のための教育や研修を、性別に関係なく実施している」という回答が52.5%で最も多く、次いで「性別により評価することがないよう、人事考課基準を明確に定めている」の40.4%となりました。「特に何もしていない」と回答した事業所は22.3%でした。

基本方針 4 社会の責任ある立場への女性の参画の促進

我が国では、政治、行政、企業など社会の責任ある立場への女性の参画が遅れています。男女平等、男女共同参画の国際的な指標であるジェンダー・エンパワーメント指数（GEM）※に示されているように、固定的な性別分業の考え方や慣行の影響のもと、社会の責任ある立場で意思決定にかかわる人は著しく男性に偏ってきました。本来性別とは関係がない、社会的活動上の責任、意思決定への参画が、性別の影響を受けているこうした実態は公正ではありません。特に、政策・方針決定過程への男女共同参画は民主主義の基礎であり、「男女共同参画社会基本法」は「政策等の立案及び決定への共同参画」を男女共同参画形成の基本理念の一つとしています。

高崎市では、行政への女性の参画を拡大していくために、審議会等への女性の登用を促進する取組を行ってきましたが、その成果は未だ十分ではなく、一層の推進が求められています。そのために、次のような事業を実施します。

基本課題① 市政への女性の参画の促進

事業	担当課	事業番号
・ 審議会等における女性委員登用調査	人権男女共同参画課	2 1

基本課題② 事業所における女性の能力開発・発揮の促進

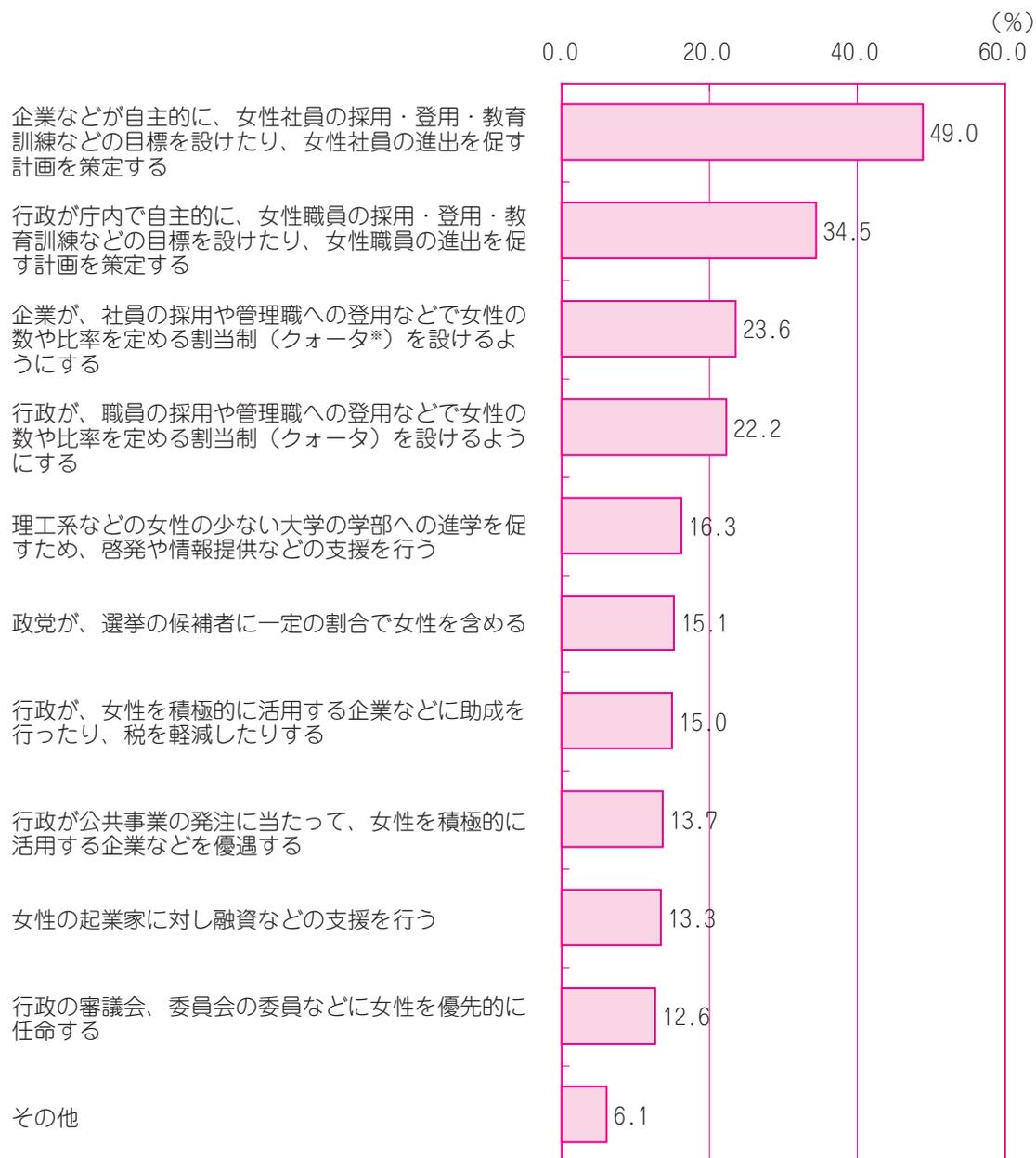
事業	担当課	事業番号
・ 市職員への男女平等意識の啓発研修 （セクシュアル・ハラスメントを含む）	人権男女共同参画課・ 職員課	1 0
・ 市職員の旧姓使用※の検討	職員課	2 2
・ 長期派遣研修の実施	〃	2 3
・ 女性の職域の拡大	産業課	2 4
・ 「起業」を目指す女性への情報提供	〃	2 5
・ 高崎女性経営者研究会活動	商業課	2 6
・ 性別にとらわれない管理職登用の促進	職員課・学校教育課	2 7

基本課題③ 農林業、商工業等自営業における女性の参画の促進

事業	担当課	事業番号
・ 家内労働者・家事従事者に関する啓発	産業課	2 8
・ 家族協定農家研究協議会婦人部活動	農業委員会	2 9

◆女性の社会参加について

問) あなたは、女性があまり進出していない分野に女性が進出していくために、どのような取組が効果的だと思いますか。

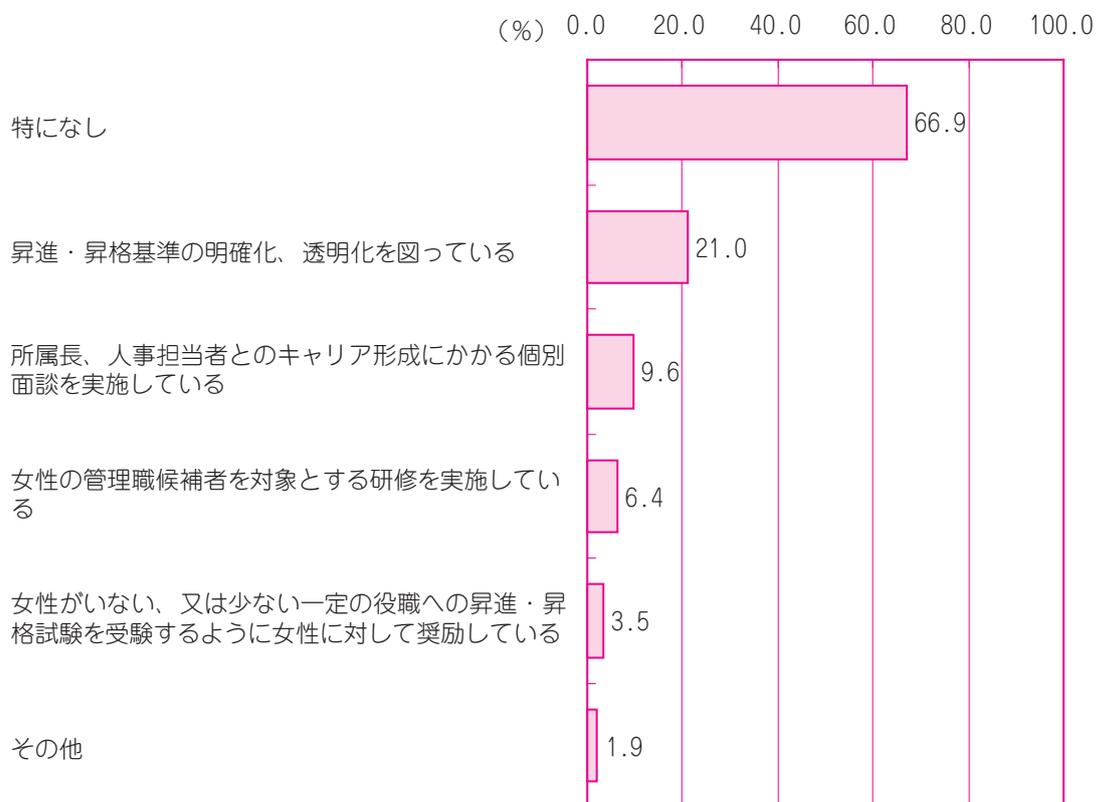


(「男女共同参画に関する市民アンケート調査」平成18年 高崎市)

「企業などが自主的に、女性社員の採用・登用・教育訓練などの目標を設けたり、女性社員の進出を促す計画を策定する」という回答が過半数を占めました。

◆女性の管理職への登用

問) 女性の管理職増加のためにしている取組はありますか。



(「高崎市男女共同参画に関する事業所意識調査」平成19年 高崎市)

「特になし」という事業所が約7割弱となっています。次いで「昇進・昇格基準の明確化、透明化を図っている」という回答が21.0%となっています。

基本方針5 女性に対する暴力の根絶

女性に対する暴力の根絶も、男女共同参画社会を実現するための大切な方針です。暴力は、身体的、心理的、性的その他のかたちの強制を通じて、相手に恐怖と不安を与え、活動を束縛し、自信の喪失や無力感をもたらします。相手を支配し、従属的な状況に追い込む、犯罪ともなる重大な人権侵害であり、加害者、被害者の性別や間柄にかかわらず、許すことはできません。

「男女共同参画社会基本法」は、「男女の人権の尊重」を男女共同参画社会形成の基本理念の一つとしています。しかし、固定的な性別分業の慣行等の影響のもと、経済力や社会の意思決定が男性に偏っていたこれまでの社会では、男性が女性に対して優位になる傾向が強く、配偶者等からの暴力^{*}、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー^{*}行為等男性からの暴力被害を受けている女性たちの保護救済、問題解決支援と根絶への努力は重要な課題です。

以上のことから次のように、相談をはじめ、暴力被害を受けている人の安全確保、問題解決等のための支援事業の充実を図ると共に、関係機関との連携を強化促進します。

基本課題① 女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者支援

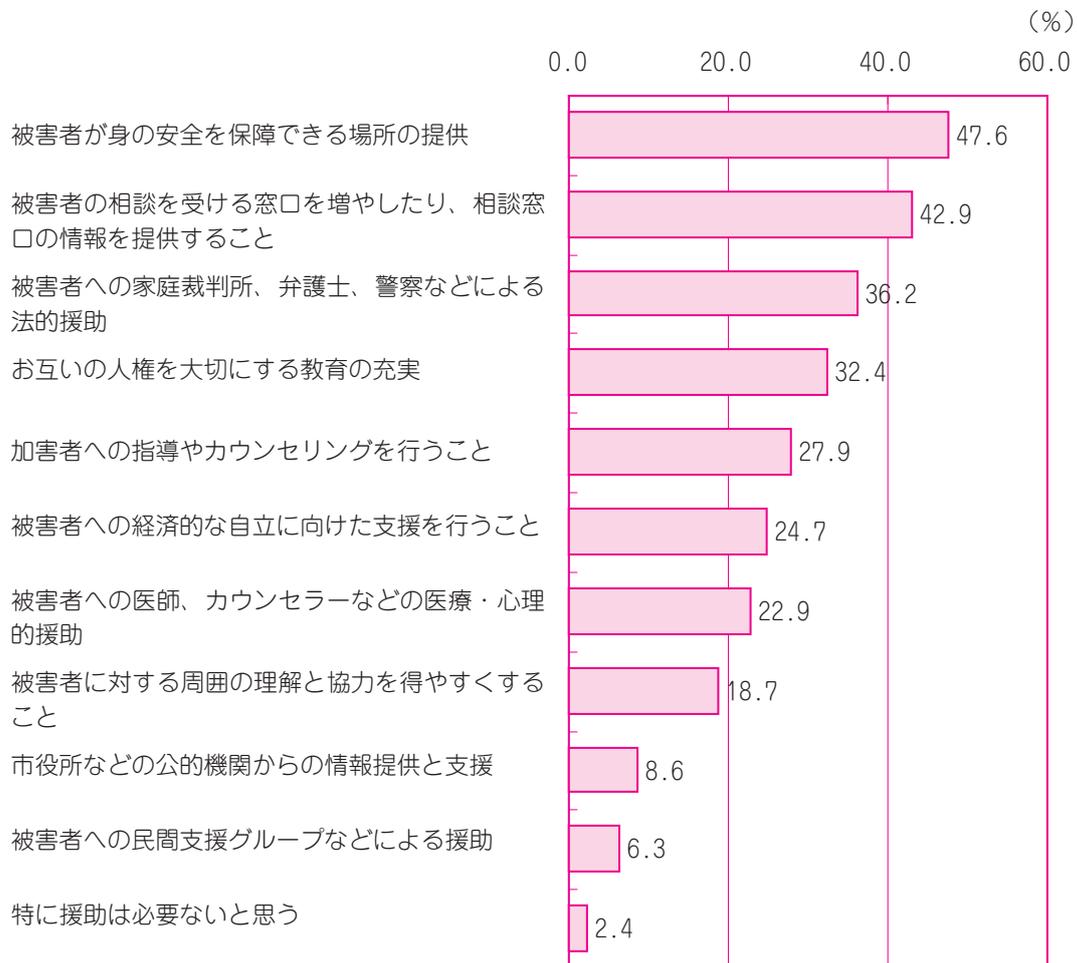
事業	担当課	事業番号
・女性に対する暴力防止のための啓発	人権男女共同参画課	30
・女性相談事業	こども家庭課	31

基本課題② 女性に対する暴力を防ぐための教育の推進

事業	担当課	事業番号
・職場のセクシュアル・ハラスメント防止研修	人権男女共同参画課	32
・人権教育の充実推進	学校教育課	33

◆暴力を受けている人に対する援助

問) パートナー（配偶者や恋人など）からの暴力に対して、どのような援助が有効だと思いますか。



(「男女共同参画に関する市民アンケート調査」平成18年 高崎市)

「被害者が身の安全を保障できる場所の提供」、「被害者の相談を受ける窓口を増やしたり、相談窓口の情報を提供すること」等暴力を受けている人が緊急に必要なとする援助の充実が強く求められています。その一方「お互いの人権を大切にする教育の充実」や「被害者への経済的な自立に向けた支援を行うこと」等問題の予防や根本的解決のための取組も必要と考えられていることが分かります。

基本方針6 雇用平等の推進

男女の雇用平等を推進することも大切な施策です。就労を通じて生活の経済的基盤を確保し、自身の能力を活かすことは個人の基本的人権です。一人ひとりの能力が十分に発揮されることは経済社会発展の源です。しかし、これまで、固定的な性別分業慣行の影響等により、雇用労働の場で女性は必ずしも男性と同等の能力を発揮する機会を得てきませんでした。

こうした状況を改善し、性別にかかわらず、労働者がライフスタイル^{*}に応じて、多様かつ柔軟な働き方を選択でき、職務や能力に応じた公正な処遇・労働条件が確保されるようにすることは、人権の尊重と経済社会の発展両面で重要な課題です。

「男女共同参画社会基本法」は「家庭生活における活動と他の活動の両立」を男女共同参画社会の形成における基本理念の一つとしており、特に、育児・介護等家庭責任を負う男女の労働者が、職業生活を継続したまま、家庭責任との両立を図っていけるようにするための制度や環境を整備していくことが強く求められていると言えます。

そのために、次のような事業を実施します。

基本課題① 就労機会の男女平等推進

事業	担当課	事業番号
・育児・介護休業制度 [*] の周知啓発と定着	職員課・産業課	34
・男女雇用機会均等法等の周知徹底	産業課	11

基本課題② 女性の就労に関する情報の収集と提供

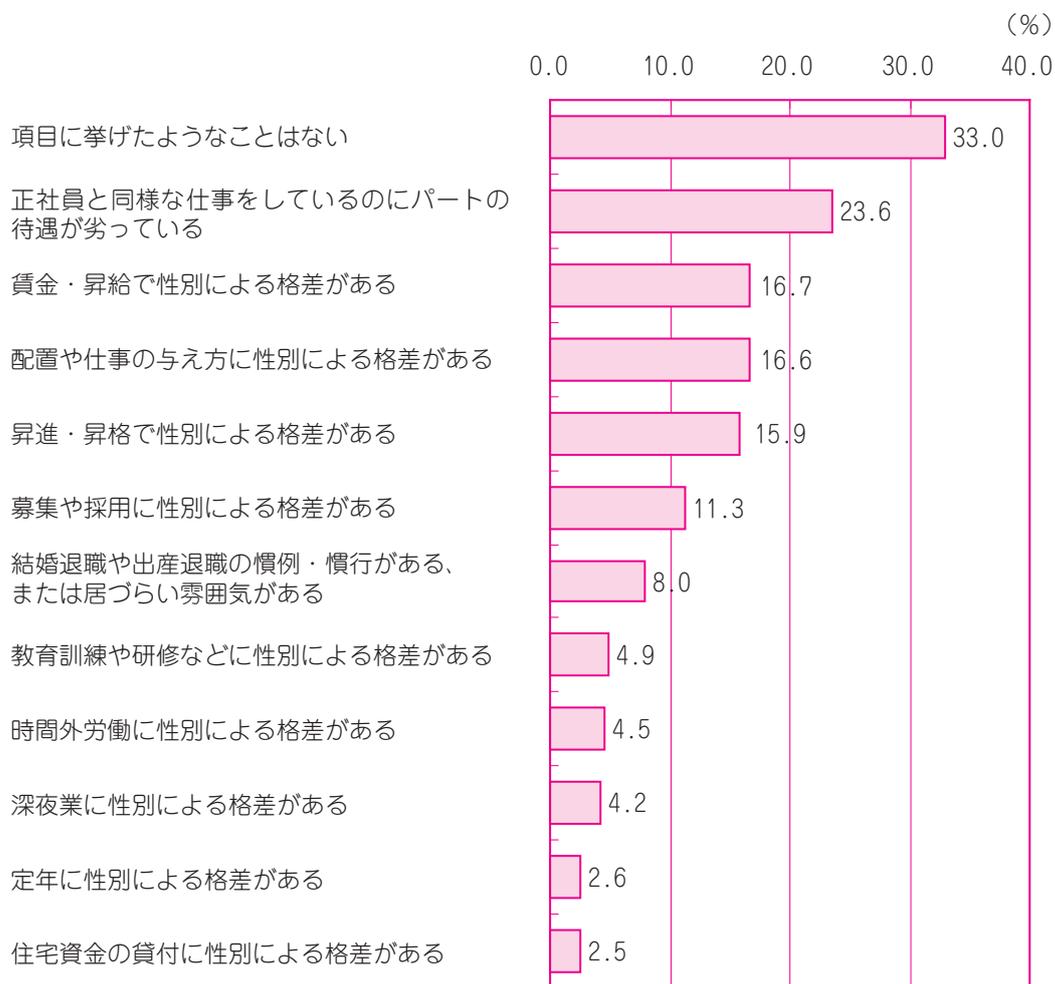
事業	担当課	事業番号
・女性の就労に関する資料収集と情報提供	産業課	35

基本課題③ 性別にかかわらず職業能力開発・発揮の推進

事業	担当課	事業番号
・女性職員の採用と職域の拡大	職員課	36
・技術講習会	産業課	37
・再就職準備セミナー	〃	38
・女性の能力開発セミナー	社会教育課	39

◆雇用・就労の平等

問) あなたの職場では次に掲げるようなことがありますか。



(N=「主婦」「学生」「無職」を除く 1,507 件)

(「男女共同参画に関する市民アンケート調査」平成 18 年 高崎市)

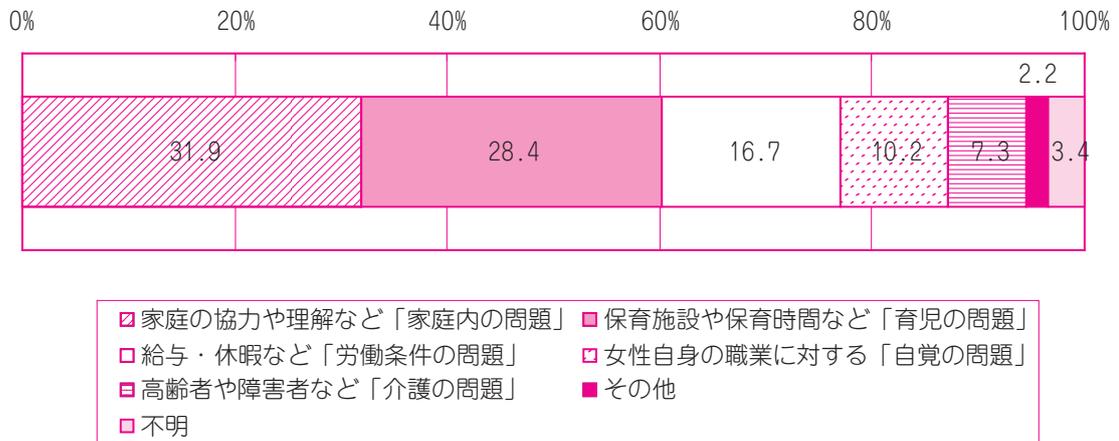
「正社員と同様な仕事をしているのにパートの待遇が劣っている」(23.6%)、「賃金・昇給で性別による格差がある」(16.7%)、「配置や仕事の与え方に性別による格差がある」(16.6%)、「昇進・昇格で性別による格差がある」(15.9%)等の問題が挙げられました。

基本課題④ 働きたい女性の就労支援の充実

事業	担当課	事業番号
・女性就業援助相談	産業課	40
・パートタイマー及び派遣労働者に関する各種制度の周知	〃	41

◆女性就労への障害

問) 女性が職業を持つことについて、阻む要因としてどのような問題があると思いますか。



(「男女共同参画に関する市民アンケート調査」平成18年 高崎市)

女性が職業を持つことを阻む要因として1番多かったのが、家庭の協力や理解など「家庭内の問題」、次に保育施設や保育時間など「育児の問題」と答えており、まだまだ女性が働くための理解や育児環境整備に課題があるといえます。

基本方針 7 男女が共に参画する地域づくりや市民活動の促進

地域のことは地域に住んでいる住民自身が解決する。これが住民自治であり、地域づくりの原点です。地域住民の自主的活動や市民活動は、職業と共に私たちの社会生活の重要な一面であり、議会や行政の活動と協働して公共的価値を増大させます。

しかし、従来、こうした地域の活動や市民活動にも固定的な性別分業や責任ある立場は男性が担うといった慣行の影響が見られました。

家庭生活や職業生活と共に、こうした地域活動・市民活動においても男女平等、男女共同参画が進むよう環境を整備します。

基本課題① 地域活動における男女平等・男女共同参画の推進

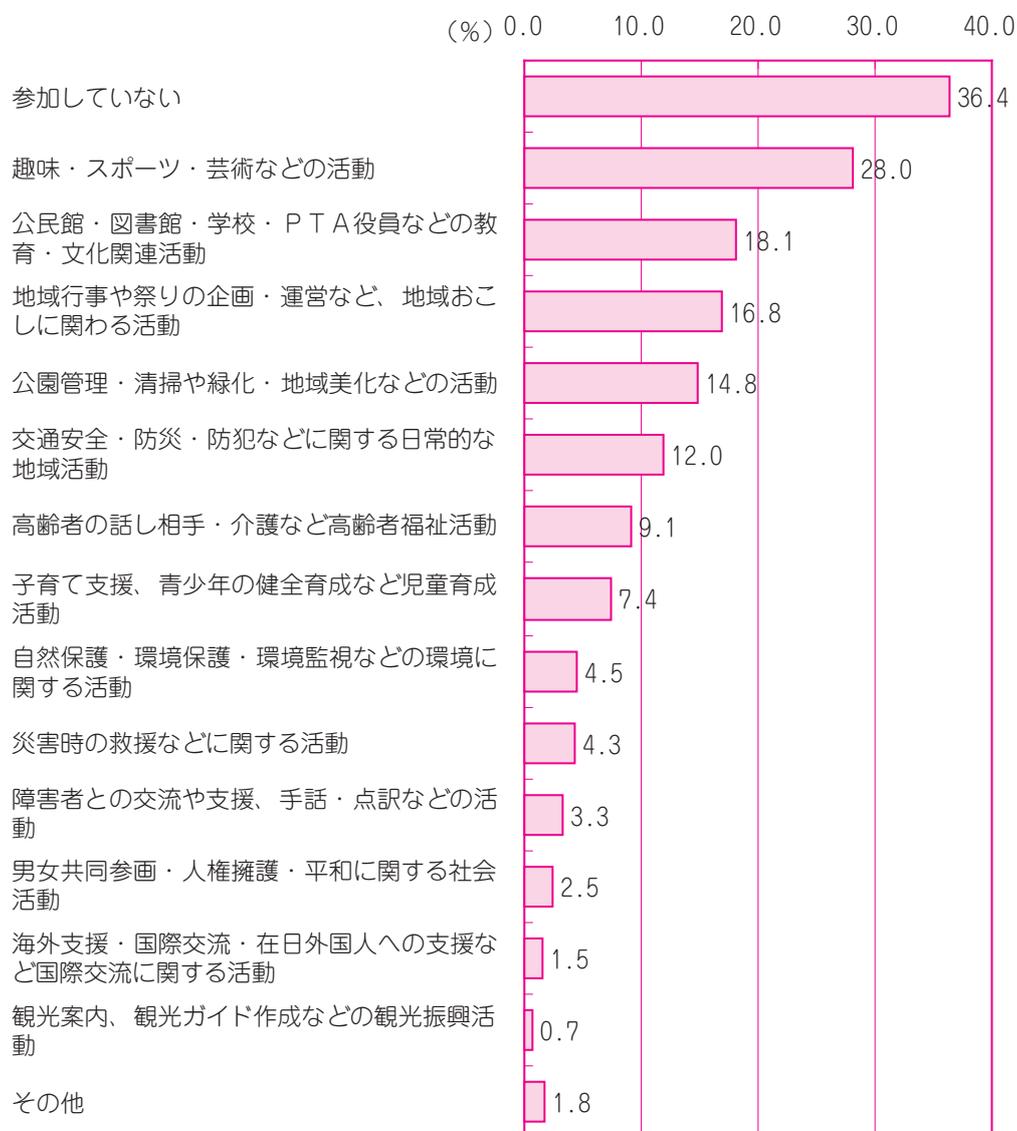
事業	担当課	事業番号
・地区婦人会連合会活動への助成	人権男女共同参画課	4 2
・たかさき女性フォーラム運営助成	〃	4 3
・婦人ボランティアの会への助成	〃	4 4
・市民活動の情報収集と提供	市民生活課	4 5
・ボランティア活動支援	〃	4 6
・福祉人材バンク	社会福祉課	4 7
・福祉ボランティア講座	〃	4 8
・ボランティア育成活動	〃	4 9
・高崎女性経営者研究会への助成	商業課	5 0
・PTA活動、学校評議員等の男女共同参画の促進	学校教育課・社会教育課	5 1
・地域人材登録活用事業	社会教育課	5 2
・ボランティア活動支援	社会教育課・公民館	5 3

基本課題② 男女共同参画にかかわる市民活動の支援

事業	担当課	事業番号
・女性グループ等のネットワークづくり	人権男女共同参画課	5 4
・女性人材リストの作成	〃	5 5

◆地域づくり活動への参加

問) あなたは、次のような地域づくり活動に参加していますか。



(「男女共同参画に関する市民アンケート調査」平成18年 高崎市)

「参加していない」が最も多く、36.4%を占めました。取組まれている活動の中では「趣味・スポーツ・芸術などの活動」が多くなっています。

基本方針 8 国際社会の理解と交流における男女共同参画

我が国の男女共同参画社会の形成の取組は、国際連合をはじめとする国際社会における取組と密接な関係をもって行われてきました。「男女共同参画社会基本法」は「国際的協調」を男女共同参画社会の形成に関する基本理念の一つとしています。

高崎市は現在、アメリカ合衆国ミシガン州バトルクリーク市、ブラジル連邦共和国サンパウロ州サントアンドレ市、中華人民共和国河北省承德市、チェコ共和国プルゼニ市、フィリピン共和国モンテナルパ市と5か国5都市間の姉妹・友好都市協定を結んでいます。

これらの世界各国の都市との交流をはじめ、次のような事業の中で、男女共同参画社会の実現に向けた取組の成果や経験を学び合い、活用し合います。

基本課題① 男女共同参画にかかわる国際協力・交流活動の支援

事業	担当課	事業番号
・国際交流事業	秘書課	56
・中学生「国際交流派遣団」派遣事業	学校教育課	57
・英語指導助手の招へい	〃	58
・ユネスコ活動	青少年課	59
・国際理解講座	公民館	60

基本目標

Ⅲ

男女が自立できる環境づくり

性別、年齢、疾病や障害の有無にかかわらず、だれもが自立して、個人としての尊厳が守られ、自らの意思に基づいて生きていける環境を整備することは、きわめて大切なことです。

家事労働を女性に、職業や政治等の社会的活動を男性に偏らせてきた固定的な性別分業、慣行等の影響で、性別が原因で社会的な不利益や制約を受けることがありました（女性問題、男性問題）。男性問題が軽視されてはなりません。経済力や意思決定の面で男性が優位になりがちであったこれまでの社会では、女性問題はいまなお、社会的広がりをもって存在し、対応が求められています。

女性は、妊娠・分娩・授乳の機能を備えるという生理的特徴を持つうえに、社会的に制約を受けやすい立場にあります。また男女が、生涯にわたり健康が守られることを含め、安心して子どもを産み、職業等社会的活動との両立調和を図りつつ安心して子どもを育てていくことができる基盤を地域に整備していくことは、自立という観点からもきわめて重要です。

さらに男女が、地域でその経験や見識、個性や能力を活かし、また必要な支援を受けて自立した生活や人生を送ることができるようにするための福祉の取組を、男女共同参画の視点を浸透させながら、一層充実させていく必要があります。

そのために、「基本目標Ⅲ 男女が自立できる環境づくり」のもとに、次の4つの基本方針を掲げます。

基本方針 9 女性の自立支援の取組

基本方針 10 健康づくりへの支援の取組

基本方針 11 子育て支援の取組

基本方針 12 高齢者、障害者への福祉の取組

基本方針 9 女性の自立支援の取組

経済力や意思決定の面で男性が優位に立つ傾向にあったこれまでの社会では、女性が長期安定雇用・熟練形成を前提とする雇用機会や政策・方針決定過程への参画など社会的能力を発揮する機会から排除されがちです。

そのために社会的に不利な立場におかれ、さらには権利や能力が軽視されるなど、暴力被害以外にも様々な女性問題があります。

こうした問題の解決の糸口となり得る、安心して相談できる各種の相談窓口の充実を図ります。

基本課題① 女性問題解決のための相談支援

事業	担当課	事業番号
・人権相談事業	人権男女共同参画課	6 1
・市民相談事業	市民相談室	6 2
・女性相談事業	こども家庭課	3 1
・家庭児童相談事業	〃	6 3

基本方針10 健康づくりへの支援の取組

女性も男性も、互いの生理的特徴を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会の形成の前提です。

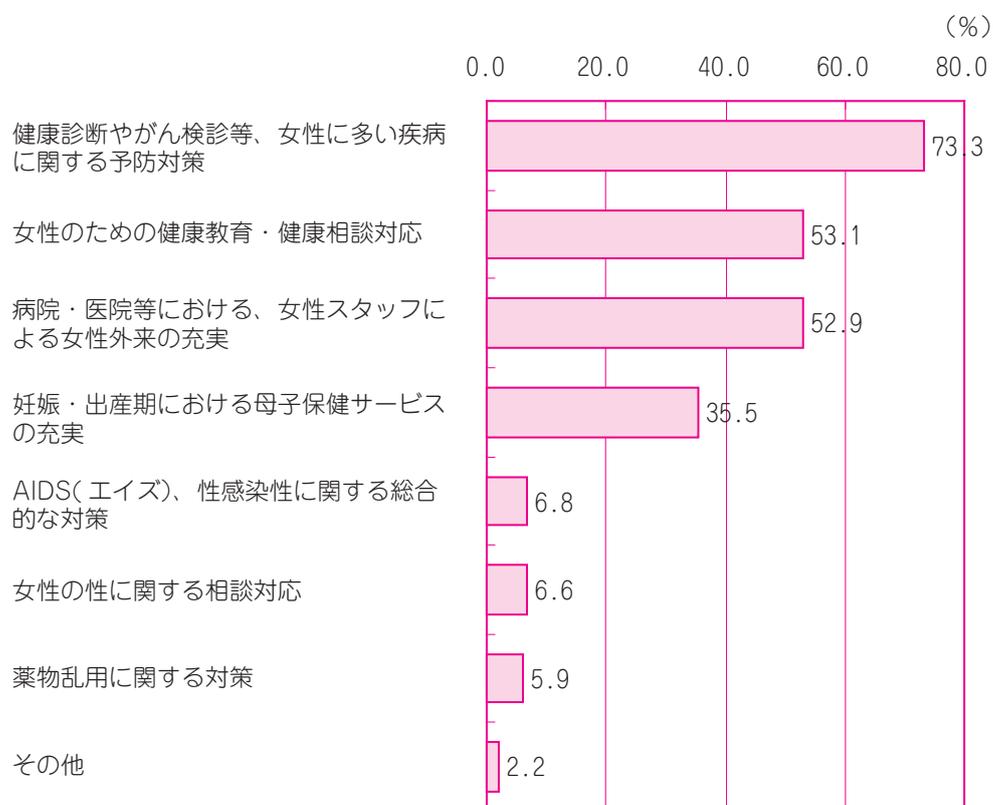
女性は、妊娠・分娩・授乳の機能を備えるという生理的特徴を持つうえに、健康を損ないやすい状況にあります。女性の生涯にわたる健康が守られる社会にするために、次のような事業を実施します。

基本課題① 生涯を通じた女性の健康支援

事業	担当課	事業番号
・マタニティクラス	健康課	64
・妊産婦・新生児訪問指導事業	〃	65
・妊婦健康診査事業	〃	66
・乳・幼児健康診査事業	〃	67
・あかちゃん学級の開催	〃	68
・母子等保健推進員活動事業	〃	69
・性と生殖に関する健康と権利 [※] に関する情報提供	〃	70
・エイズ予防啓発事業	〃	71
・広報やセミナー等による啓発	〃	72
・健康手帳交付事業	〃	73
・健康教育事業	〃	74
・健康相談事業	〃	75
・健康診査事業	〃	76
・食生活改善推進員活動	〃	77
・体育指導委員活動	スポーツ課	78

◆女性の健康支援

問) 女性の健康を支援するために、どのようなことが必要だと思いますか。



(「男女共同参画に関する市民アンケート調査」平成18年 高崎市)

「女性に多い疾病に関する予防対策」が圧倒的に多く選ばれました。

基本方針 1.1 子育て支援の取組

女性が安心して子どもを産み、男女が職業等社会的活動との両立調和を図りつつ安心して子育てができる基盤を地域に整備していくことは、現在の我が国社会の最大かつ緊急の課題の一つです。

これを進めるために、次のような事業を通じて、多様なニーズに対応できる保育サービスの充実、子育ての孤立化や不安の解消を図るための相談・支援体制の充実、男性の育児支援、ひとり親家庭の経済的・社会的自立の促進等、男女共同参画の視点からの子育て支援に取り組めます。

基本課題① 多様な子育てサービスの提供・経済的支援

事業	担当課	事業番号
・休日保育事業	保育課	79
・一時保育事業	〃	80
・障害児保育事業	〃	81
・時間延長型保育サービス事業	〃	82
・保育活動促進事業	〃	83
・低年齢児保育事業	〃	84
・産後ママヘルパー派遣事業	〃	85
・ファミリー・サポート・センター [※] 事業	総合福祉センター	86
・ショートステイ事業	こども家庭課	87
・トワイライトステイ事業	〃	88
・児童手当支給	〃	89

基本課題② ひとり親家庭への支援

事業	担当課	事業番号
・母子生活支援施設運営事業	こども家庭課	90
・母子家庭自立支援事業	〃	91
・児童扶養手当支給	〃	92
・母子家庭児童入学・卒業祝金支給	〃	93
・交通遺児手当支給	〃	94
・ひとり親家庭医療費助成	保険年金課	95

基本課題③ 放課後等の児童対策の充実

事業	担当課	事業番号
・児童館の整備・充実	こども家庭課	96
・放課後児童健全育成（放課後児童クラブ）	〃	97

基本課題④ 地域子育てネットワークづくりの促進

事業	担当課	事業番号
・地域子育て支援拠点事業	保育課	98
・子育て情報の収集・提供	〃	99
・子育てネットワークづくり	学校教育課・社会教育課	100

基本方針12 高齢者、障害者への福祉の取組

男女共同参画社会の形成において、高齢社会に対応した条件整備を進めることは重要な課題です。65歳以上の高齢者人口に占める女性の割合は男性よりも高く、75歳以上の後期高齢者人口の約3分の2は女性です。主に女性が担ってきた介護等を男女が共に社会全体で支え合う意識が必要です。

豊富な経験と活力をもつ高齢期の男女、地域でその経験や見識を活かし、社会の自立した担い手として活躍できるようにしていくための環境整備が必要です。

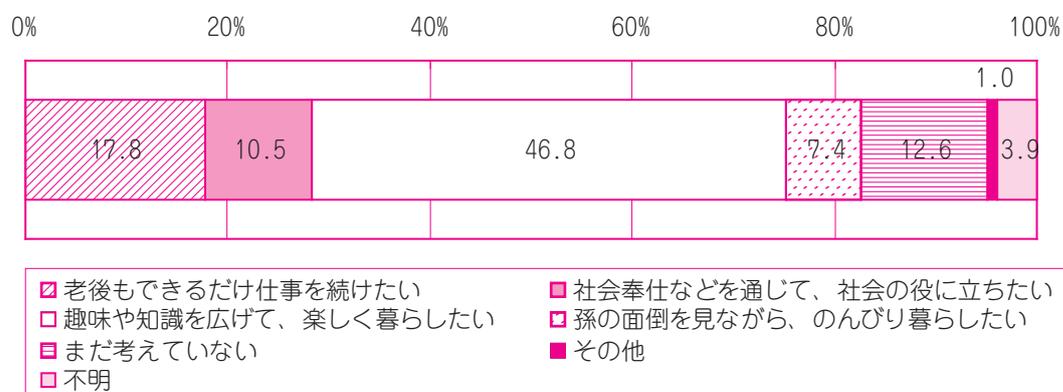
また、必要な支援を受けて自立した生活や人生を送ることができるようにするために、次のような事業を通じて男女共同参画の視点から一層の取組を図ります。

基本課題① 男女共同参画視点に立った高齢者・障害者福祉の推進

事業	担当課	事業番号
・長寿センター運営事業	長寿社会課	101
・シルバー人材センター	〃	102
・介護予防事業	〃	103
・介護保険事業の推進	介護保険室	104
・在宅福祉サービス事業の推進	〃	105
・障害福祉サービス「短期入所」	障害福祉課	106
・障害福祉サービス「居宅介護」	〃	107
・日中一時支援（サービスステーション・登録介護者）事業	〃	108
・介護研修講座	公民館	109
・高齢者を対象にした講座の開催	〃	110

◆老後の暮らし方

問) 長寿社会を迎えるにあたってあなたは老後をどのように暮らしたいと思いますか。

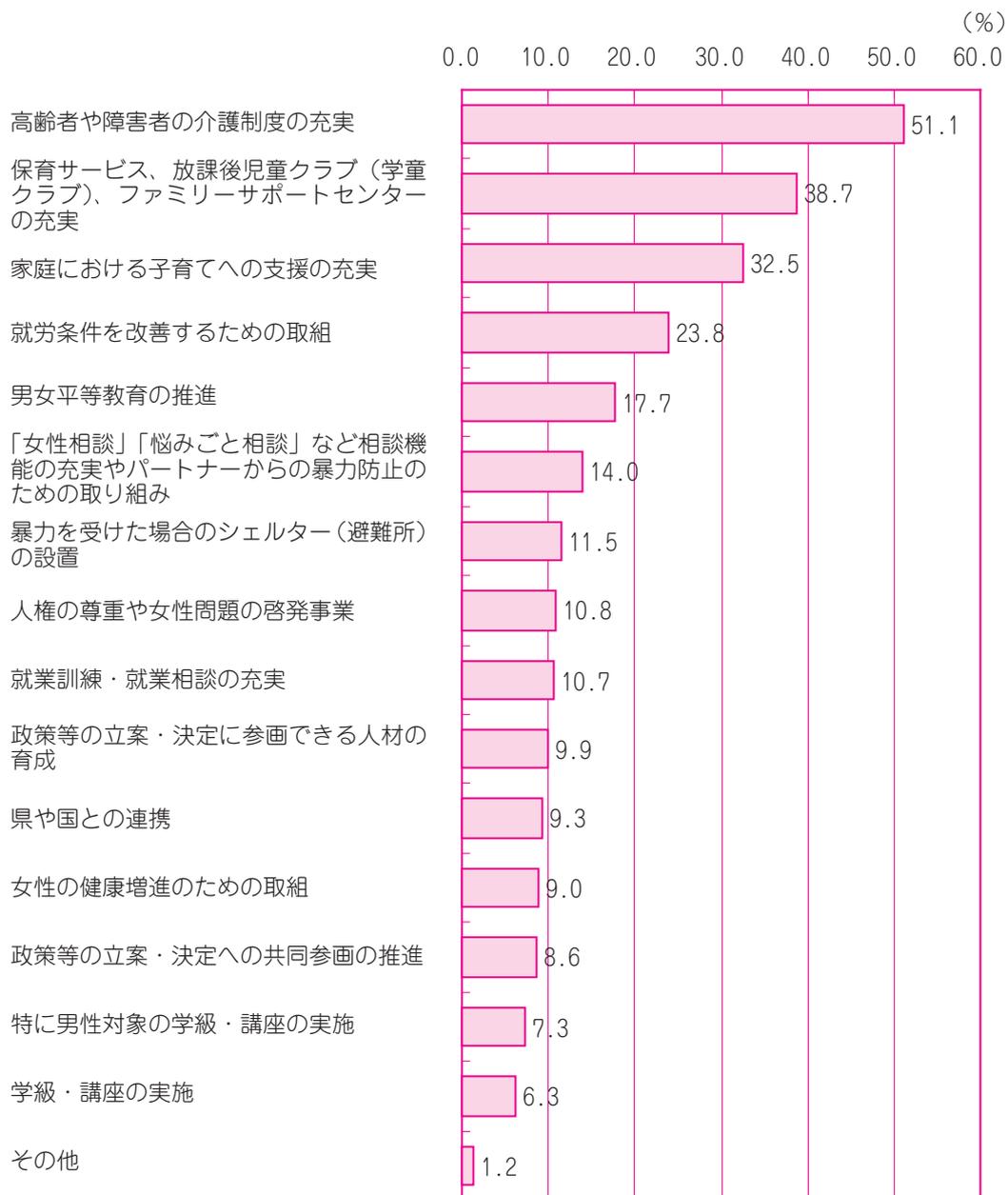


(「男女共同参画に関する市民アンケート調査」平成18年 高崎市)

「趣味や知識を広げて、楽しく暮らしたい」が最も多く、次に、「老後もできるだけ仕事を続けたい」が選ばれました。

◆行政の取組

問)「男女共同参画社会の実現」に向けて高崎市は、どのようなことに力を入れたらよいと思いますか。



(「男女共同参画に関する市民アンケート調査」平成 18 年 高崎市)

「男女共同参画社会の実現」に向けた取組として、「高齢者や障害者の介護制度の充実」、「保育サービス、放課後児童クラブ（学童クラブ）、ファミリー・サポート・センターの充実」や「家庭における子育てへの支援の充実」等が期待されています。

基本目標

Ⅳ

男女共同参画の推進体制

男女があらゆる分野で対等に参画し、共に生きる男女共同参画社会の実現を図るには、市民や団体、企業等の理解と協力により、計画を効果的に推進していくことが必要です。

高崎市第2次男女共同参画計画を着実に推進し、その効果を上げていくために、市民や団体、事業所等の理解と協力を得て、国・県及び関係機関との連携を図るとともに、計画の進捗状況の把握や効果の評価、その結果に基づく必要な見直し等綿密な進行管理を行います。

また中核市を目指す高崎市においては、男女平等、男女共同参画社会の形成をより着実に進めるために、計画と共に男女共同参画推進のための条例制定及び、男女共同参画社会形成のための拠点施設の設置とその機能を最大に発揮する取組を行います。そのために「基本目標Ⅳ 男女共同参画の推進体制」のもとに、次の4つの基本方針を掲げます。

基本方針13 推進体制の充実

基本方針14 計画の進行管理

基本方針15 男女共同参画推進条例（仮称）の制定

基本方針16 拠点の設置推進

基本方針 1.3 推進体制の充実

男女共同参画社会づくりは、行政・市民・団体・企業など、すべての人・組織が取組まなければならない問題です。

総合行政として計画の推進が行われるよう、庁内組織である「高崎市男女共同参画社会推進会議」の運営や、市民の声を反映させるために市民団体代表、学識経験者、公募市民からなる委員で構成する「高崎市男女共同参画推進懇話会」の効果的な運営を図ります。

基本課題① 男女共同参画社会推進会議及び男女共同参画推進懇話会の有効な活動

事業	担当課	事業番号
・男女共同参画社会推進会議の運営	人権男女共同参画課	1 1 1
・男女共同参画推進懇話会の運営	〃	1 1 2

基本方針 1.4 計画の進行管理

高崎市第2次男女共同参画計画を着実に推進し、その効果を上げていくためには、毎年計画の進捗状況を把握し、その効果を評価し、その結果に基づく必要な見直し等綿密な進行管理を行います。計画の効果を評価するために、高崎市第2次男女共同参画計画に以下の成果指標とこれら指標における計画終了時点の目標値を設定し、実数値を毎年把握し、推移を確認しながら目標達成を追求します。

市役所管理職に占める女性の割合は、成果指標とはしませんが毎年把握し推移を確認していくデータとします。

高崎市は係長以上を管理職と位置付けており、概ね40歳以上が対象年齢とされています。平成19年4月現在、40歳以上の職員の女性比率は25%であるにもかかわらず、係長以上の管理職の女性比率は9.9%と隔たりがあります。性別分業の慣習・通念などを払拭し、男女を問わず職員の能力向上を目指すなかで女性管理職の割合を高めていくことが求められており、その割合について毎年度把握をし、推移を確認していくことは有用なことです。

また計画が着実に効果を上げられるよう、これら成果指標と目標値を活かして、次のように計画を進行管理します。

1. 毎年1回、掲載事業の実施状況を把握します。
2. 毎年1回、成果指標のデータを把握し目標達成度（目標達成効果率）を確認します。
3. 毎年1回、実施状況や目標達成度の結果を高崎市男女共同参画社会推進会議、高崎市男女共同参画社会推進会議ワーキンググループ、高崎市男女共同参画推進懇話会に報告し検討・協議します。

なお、進行管理の過程では成果指標の現状値や目標達成効果率そのもののみではなく、現状値やその変化・不変化にどのような要因が影響しているのかに注意を払っていきます。

基本課題① 高崎市第2次男女共同参画計画の実効性ある進行管理

事業	担当課	事業番号
・男女共同参画計画の進行管理と評価	人権男女共同参画課	113

成果指標と目標値

市役所に対する成果指標	基準値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)
審議会等委員の女性比率	25.2%	30%
女性委員ゼロの審議会等の割合	14.8%	10%
学校評議員の女性比率	36.1%	40%
農業委員の女性比率	3.8%	5%
家族経営協定*締結農家数	49軒	125軒
市職員の育児休業取得状況	男性0%	男性5%
市職員の介護休暇取得状況	男性0%	男性5%
企業に対する成果指標	基準値 (平成18年度まで)	目標値 (平成24年度まで)
均等推進企業表彰*受賞企業(都道府県労働局長賞)数	2社	4社
市民に対する成果指標	基準値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)
職場の中で男女の地位は平等になっていると思う人の割合	21.6%	30%
社会全体の中で男女の地位は平等になっていると思う人の割合	13.6%	20%
女性が職業を持つことについて結婚して子どもができて、職業は持ち続ける人の割合	24%	30%

基本方針15 男女共同参画推進条例（仮称）の制定

高崎市第2次男女共同参画計画の進行管理、男女共同参画推進のための条例制定に向けた取組を促進します。

基本課題① 男女共同参画推進条例（仮称）の制定

事業	担当課	事業番号
・男女共同参画推進条例（仮称）の制定	人権男女共同参画課	114

基本方針16 拠点の設置推進

男女共同参画社会形成のための拠点施設の設置と、その機能を最大に発揮する取組等を担う組織の活動を促進します。

基本課題① 拠点施設設置と拠点機能充実に向けた取組

事業	担当課	事業番号
・男女共同参画推進拠点施設設置	人権男女共同参画課	115